

災害時要援護者調査にご協力ください

町では、災害時の要援護者(何らかの支援が必要とされる方)対策として、65歳以上の人暮らしの方について、「高齢者等の見守り台帳」(仮称)を作成します。そのため、各地区の民生委員児童委員を中心に台帳の基礎となる調査を行います。調査対象者の皆様には台帳の基礎となる調査票にご記入いただくことになります。調査は7月からです。

皆様のご協力をお願いします。

問い合わせ いの町社会福祉協議会 〠 892-0515／ほけん福祉課 〠 893-3810

対象者	お知らせ
平成17年4月1日から平成21年3月31日の間において、公的扶助料や遺族年金等を受ける方がお亡くなりになるなどの理由で平成21年4月1日において受給権者がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人。	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金（第九回特別弔慰金）が支給されます
弔慰金の受給権者	1 戦没者等の子
①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹	2 戰没者等の子の ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
(戦没者等と生計関係を有していないかった方等は除かれます。) 右記3以外の ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹 右記1～4以外の三親等 内の親族	3 戰没者等の子の ①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹 右記1～4以外の三親等 内の親族
(戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限られます。)	4 5

支給内容	額面24万円、6年償還の記名国債
請求期間	平成24年4月2日まで
請求・問い合わせ	ほけん福祉課
(すこやかセンター伊野内)	■ 893-3810
吾北総合支所ほけん福祉課	■ 867-2312
本川総合支所ほけん福祉課	■ 869-2114

○戦傷病者戦没者遺族等援護法による障害年金・障害一時金又は、旧令共済組合特別措置法による傷病年金・
一時金（障害程度第5款症以上）

対象者

△前回「第18回特別給付金」又は「第20回特別給付金」を受給されていた戦傷病者の妻の場合▽

○平成18年10月1日現在の現況が前回請求時と変更の無い方

△戦傷病者の方が平成8年10月1日から平成15年3月31日までの間に亡くなられた方

△新たに戦傷病者の妻になられた場合▽

○平成13年4月2日から平成15年4月1日までの間に、夫が戦傷病者として、上記増加恩給等を受給している者と婚姻された方

○平成13年4月2日から平成15年4月1日までの間に、戦傷病者として、上記増加恩給等を受給している者と婚姻された方

請求期間
9月30日まで

請求・問い合わせ	ほけん福祉課 (すこやかセンター伊野内)
吾北総合支所ほけん福祉課	893-3810
本川総合支所ほけん福祉課	867-2312
■	869-2114
対象地域	次の地域で、戦没者のご遺族を 対象に慰霊巡拝が行われます。
旧ソ連、中国東北地区、フィ リピン、東部ニューギニア、 ビスマーク・ソロモン諸島、 マリアナ諸島、トラック諸 島、北ボルネオ、硫黄島	選考基準
健康状態が良好で、原則と して80歳以下の方	(当該戦域を一度も訪れた ことがない方を優先)
巡拝地域、実施時期、所要経 費等詳しいことの問い合わせ	高知県地域福祉政策課
ほけん福祉課 (すこやかセンター伊野内)	823-9662

広報いの 6月号